【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の四により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の四により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第三項に規定する総理府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第三項に規定する総理府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第三項に規定する大蔵省令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により大蔵大臣の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により大蔵大臣の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社（指定法人を含む。）が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（改正前）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により大蔵大臣の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

**第十六条の二**　法第二十四条第二項に規定する大蔵省令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一　その該当することとなつた日がその日の属する事業年度開始の日から三月（外国会社の発行する有価証券の場合は六月、令第三条の五により大蔵大臣の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

二　当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（改正前）

（新設）